

厚 第 580号

平成24年8月1日

埼玉県警察本部長

児童手当取扱要領の制定について（通達）

（概要）

本通達は、埼玉県警察職員の児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当の給付に関し、関係規程に定めるもののほか必要な事項として

- 認定請求書の処理
- 額改定通知書の処理
- 現況届の処理
- その他手続に関する処理

を定めている。